

## 会議室、多目的ホール、視聴覚シアター、学習室の利用について

令和3年7月1日

### 【お願い】

会議室、多目的ホール、視聴覚シアター、学習室については、三密を避けながらの利用が可能です。

- 新型コロナウイルス感染症予防対策のため、当分の間、以下のとおり利用を一部制限します。
- 学習室については、三密を避けるため、通常の半分（20席）に制限します。使用するためには、1階にある申し込み用パソコンで申込が必要です。
- 会議室、多目的ホール、視聴覚シアターの申し込みは、事務室にて使用許可申請書の記入を行い、申込をしてください。

### 【使用方法】

#### 1 会議室、多目的ホール、視聴覚シアター

- (1) **利用人数の上限**を以下のとおりとします。
  - 会議室：4名程度
  - 多目的ホール：10名程度
  - 視聴覚シアター：40名程度
- (2) 使用した参加者の氏名、連絡先を使用者（団体）において把握・記録し、要請があった際には、**速やかに報告できるように管理を徹底**してください。
- (3) 利用の際には以下に留意したうえでの利用をお願いします。
  - ① 内容を工夫し、短時間で終える。
  - ② 1時間に1回以上、窓、入口を開けて換気。
  - ③ 密接、密集を避けるよう座席の配置等に注意し、飛沫感染対策を行う。
  - ④ 利用機などの消毒実施。  
(利用前に事務室で消毒用品を受け取り、使用后返却。)
  - ⑤ 手指の消毒、マスクの着用。

#### 2 学習室

- (2) 座席数を20席に制限します。
- (3) 利用の手続きは、以下のとおりです。
  - ①学習室利用申し込み用パソコンで座席の指定を行い申し込み。
  - ②申し込み時に発券されたレシートは必ず机上に置く。
  - ③利用を停止する場合は、申し込みをしたパソコンで利用終了の手続きを行う。
  - ④手指の消毒、マスクの着用。